

令和8年3月30日

大石田町長 庄 司 中 様

大石田町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小 内 信 幸

### 情報公開に対する審査請求について（答申）

令和8年3月9日付大総第978号にて諮問のあった入札調書の開示決定（以下本件処分という。）に対する審査請求に係る諮問について、下記のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和7年12月17日付大総第625号により大石田町長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、実施機関は精査のうえ、当該行政情報の開示または不開示について再検討すべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨は、大石田町情報公開条例（平成11年10月18日大石田町条例第15号。以下「条例」という。）第5条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求人が希望する形式で改めて開示するよう求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人は令和7年10月23日付情報開示請求書にて「データ（文字・数字等のコード情報がEXCEL、Word、Acrobat等の市販ソフトウェアにより読み取り可能な電磁的記録を指す）」による公文書の開示を明示的に求めた。しかし、本件処分により交付された文書は紙文書をスキャンした画像PDF形式であり、審査請求人が求めた機械可読な電磁的記録には該当しない。なお、開示決定通知書には「写しを交付（電子媒体）」とのみ記載されており、交付される媒体の具体的形式については何ら明示されていなかった。

また、処分庁担当者から請求人へは、「入札は手書き入札であるため画像PDFとなる」「請求人の求める電磁的記録は各課の取り扱いであるため交付はできない」旨の口

頭での説明があったのみであり、電磁的記録の不存在に関する正式な理由説明はなされていない。

(2) 条例では、開示の実施方法について特段の制限を設けておらず、請求者の求める方法を排除する趣旨も見当たらない。

情報公開制度の趣旨が行政情報への実質的アクセスを保障する点にあることからすれば、開示方法については請求者の希望を最大限尊重することが原則と解される。

処分庁に開示方法の選択について一定の裁量が認められるとしても、その裁量は合理的範囲に限定され、請求者の明確な希望に反する方法を採用する場合には、相当の合理性を示すことが必要である。本件処分において理由の記載をしないまま画像PDF形式で交付したことは、請求者の開示方法選択権を実質的に制限するものであり、裁量権の逸脱または濫用に該当する。

(3) 本件文書に含まれる入札指名、入札金額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格は数値情報であり、通常、電子入札システムまたは財務会計システム等に入力され、電子的に管理される性質のものである。入札結果の事後的・統計定期分析の活用は、入札契約適正化指針及び国土交通省・総務省通知において20年以上前から全国自治体に対して要請されてきたところである。統計的分析を実施するためには、数値データがソフトウェアを用いて電子的に処理可能な形式で存在することが通常であり、全く電磁的記録を作成していないとは経験則上考え難い。仮に処分庁において機械可読な電磁的記録が存在しないのあれば、そもそも電子的に作成していないのか、作成していたが保存期間満了により廃棄したのか、他システムにのみ存在するのか、といった具体的事情を明示すべきである。口頭にて各課に電磁的記録があるかのような発言があった点についても詳細に説明すべきである。しかしながら、本件処分の決定通知には、電磁的記録の不存在に関する理由の記載は一切存在しない。

(4) 条例第2条は、状報公開の対象となる「情報」について、「文書」「図面」「電磁的記録」と並列して定義している。したがって、電磁的記録は紙文書とは別個の情報類型であり、条例上独立した開示対象である。よって、電磁的記録を保有していない場合には、条例第9条第3項にいう「公開請求に係る情報を保有しないとき」に該当し、実施機関は、当該情報を保有しない旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

しかしながら、本件通知書には、電磁的記録を保有していない旨の記載も、その理由の記載も一切存在せず、理由付記義務に違反している。仮に、実施機関が「情報の同一性は内容で判断すべきであり、紙文書と電磁的記録は内容が同一である以上、同一情報である。」と主張するとしても、その主張は妥当ではない。条例第2条は「文書」「図面」「電磁的記録」を区別して定義しており、記録方法それ自体を情報の構成要素として明示している。

したがって、記録形式は単なる開示方法の問題にとどまらない。また、電磁的記録は検索、抽出、並べ替え、統計処理等を可能とする点において、紙媒体とは利用可能性が本質的に異なる。形式の差異は単なる外形的な違いではなく、情報の利用価値に直接

影響を及ぼすものである。よって、内容が同一であることのみをもって情報の同一性を認めることはできず、紙文書の存在を理由に電磁的記録の不存在理由の付記義務がなくなることはない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件情報開示請求を受けて、該当する情報の有無について確認したが、審査請求人が希望する形式の情報は保有していなかった。そのため、少しでも希望する形式に近づける形となるようPDF形式での情報開示を行うことを考え、審査請求人に電話にて口頭で確認したところ、「とりあえず出すように」という回答を得たことから、別形式での開示に同意したものと判断し、紙資料をPDF化した情報をCD-ROMに複製して開示としたものである。

審査請求人が説明を受けたとする「入札は手書き入札であるため画像PDFとなる」という点については、入札調書は入札金額を記入する形で作成しており、電子入札システムや財務会計システム等を用いてはいないため、画像PDFでしか開示することができない旨を説明したことを指すと思われる。

「請求人の求める電磁的記録は各課の取り扱いであるため交付はできない」という説明をした事実はない。当町では入札を専門で行う部署がないため、入札を各課で行っており、その結果については入札調書等の写しの提出を受けて取りまとめている。その点において入札情報が各課の取り扱いである旨の説明をしたものであり、電磁的記録が各課にあるという説明は行っていない。

(2) 情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示方法については請求者の希望を最大限尊重すべきものである。本件においては、電話での口頭確認によって、PDFデータでの情報開示を可としたものと判断したものであり、審査請求者の開示方法選択権の制限を企図したものではない。

(3) 審査請求人が言う「電子入札システムまたは財務会計システム等」については、当町においては導入していない。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定）」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（平成23年8月25日国土入企第14号）」にて要請があることは把握している。入札監視委員会の報告や意見具申を受けて入札過程の監視の強化に努めているところであるが、本件処分とは直接的な関係がないものである。

なお、審査請求人が、電磁的記録が各課にある旨の説明が口頭であったとする点については、入札を専門で行う部署がないため入札結果等の情報を各課が管理しているということを説明したに過ぎず、各課に電磁的記録がある旨の説明をした事実はない。

(4) 条例第2条第2号では「情報」を「文書、図画及び電磁的記録」と定義している。PDFデータは同号にある「電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識す

ることができない方式で作られた記録」という点において電磁的記録の一種ではあると考えるが、審査請求人が希望する機械判別が容易な電磁的記録に該当するかと問われれば、そう判断することは難しいと考える。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和7年10月23日に開示請求を行った「入札調書」である。

審査請求人は、請求情報の内容として、町が一般または指名競争入札により発注し、令和3年度から令和6年度の間契約したすべての調達契約について、案件名、入札日、すべての入札者とその入札金額（税抜）、落札者の名称と、予定価格（税抜）、調査基準価格（税抜）、最低制限価格（税抜）が記された行政文書を、機械判別が容易な電磁的記録形式で開示を求めた。

実施機関は、本件対象行政情報として、令和3年度から令和6年度の間契約した調達契約に係る紙の書類の入札調書を特定し、これをPDFデータ化して審査対象者に開示した。

これを受けて、審査請求人は本件処分を取り消し、審査請求人が希望する形式により情報を開示する新たな処分を求めるとして審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 本件処分の当否を審査するにあたり、本件開示請求からの一連の流れについて整理する。

本件行政情報開示決定では、審査請求人が実施機関の入札調書について、機械判別が容易な電磁的記録形式で開示することを求め、実施機関は当該情報をPDF形式で開示した。

これに対して、審査請求人から、希望した形式の情報が開示されていないこと、不開示の理由が説明されていないことを理由に審査請求がなされた。審査請求を受けて実施機関に行った口頭意見陳述では、審査請求人が希望する形式に完全に該当する情報は保有していないものの、希望する形式に近づける形となるようPDF形式での情報開示を行ったものとの説明があった。

(2) 以上の本件開示請求から実施機関の口頭意見陳述までの流れを見ると、実施機関が口頭での回答をもとに情報開示の形式を判断したことに審議が必要であると思料する。

審査請求人は、当初から情報公開請求において求める情報の形式を明確にしておき、口頭での確認だけで開示される情報の形式の変更を容認したとは認められない。

開示請求を受けた情報について、請求者が希望する形式の情報が存在しないのであれば、実施機関は、条例第9条第3項の規定に基づき公開しない旨の決定をし、公開請

求者に対してその旨及び非公開とする理由を書面により通知しなければならない。

さらに、口頭で審査請求人が「とりあえず出すように」と回答したことをもって審査請求人が情報の形式の変更同意する意思を表明したと解したことに疑問がある。この発言からは変更を可としたものであるか、不開示決定通知を出すよう求めたものであるかは判別できない。

また、仮に情報公開の形式が請求時のものから変更となる場合には、その理由について情報公開決定通知書に記載されるべきである。

(3) 以上の審議を踏まえて、実施機関による開示決定についてその可否を考察する。

審査請求人は、開示を求める情報について、機械判別が容易な電磁的記録形式(文字・数字等のコード情報がEXCEL、Word、Acrobat等の市販ソフトウェアにより読み取り可能な電磁的記録を指す)で提出することを明示している。

実施機関は審査請求人が希望する開示方法を最大限尊重して情報開示すべきであり、開示方法について安易に変更するべきではない。

口頭で行われたとする確認についても、意思確認が十分に行われたものとは認められず、審査請求人が開示を求める情報は一貫しているものと判断できる。

そのため、実施機関はあくまでも審査請求人が情報開示請求書で示した形式の情報の開示について開示または不開示を判断する必要がある。

実施機関は精査の上、当該行政情報の開示形式について再検討したうえで、開示又は不開示を再検討すべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

- ①令和8年3月9日 諮問の受理(大総第978号)
- ②令和8年3月23日 実施機関からの口頭意見陳述
- ③令和8年3月30日 審議

大石田町情報効果・個人情報保護審査会委員

会 長 小内 信幸  
職務代理者 井上 邦義  
委 員 伊藤 絹枝  
委 員 遠藤 和子  
委 員 鈴木 喜左夫